

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて協議する。

平成 16 年 9 月 20 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (3)	事務組織及び機構の取扱い
<p>新町の事務組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 住民サービスの低下をきたさない組織・機構とする。2. 簡素で効率的な組織・機構とする。3. 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。4. 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構とする。5. 新町まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。6. 本庁は、町全体の総合的な業務を掌り、旧町区域の住民に直結した地域局の業務との調整を図りながら新町の均衡ある発展を図る。7. 地域局は、旧町区域を所管区域として、日常的な住民サービス業務と地域振興拠点としての業務等を担う。8. 庁舎間の情報ネットワーク、緊急連絡体制を拡充し、相互連携を強化する。		

平成 年 月 日確認・継続協議